

支援制度のご案内



工場等誘致条例奨励金

種類	内容	交付の条件
奨励金A	固定資産税相当額を3年間交付	①敷地面積：新設 3,000㎡以上 移設・増設 1,500㎡以上 ②延床面積：1,000㎡以上 ③従業員数：常時雇用10人以上、秩父市民の新規雇用(奨励金Cのみ)新設の場合は5人以上、移設・増設の場合は3人以上 ④公害発生のおそれのないこと ⑤指定を受けた日から5年以内に上記すべての条件を満たすこと
奨励金B	水道加入金相当額の1/2(上限1,000万円)を交付	
奨励金C	投下固定資本額(建物建設費・償却資産取得費)の5%または3%を5年間に分割して交付。 ※新設の場合には5%(上限1億円)、移設・増設の場合は3%(上限5,000万円) 大型特例 常時雇用人数が200人以上かつ市民の新規雇用が15人以上の場合、上限額が新設:5億円、移設・増設:1億円	

企業競争力強化支援補助金

種類	補助対象経費	交付対象者
エコアクション21認証・登録 エコステージ認証取得 埼玉県エコアップ認証取得	審査費用、認証・登録料、申請代行料、コンサルティング料等の1/3(上限20万円)	市内に事業所等を有する中小企業または団体
事業継続計画(BCP)策定補助	計画策定費用等の1/3(上限10万円)	
展示会等出展事業補助	主催者に支払う出展料、展示装飾料(小間装飾経費及び備品リース料)等の1/3(上限5万円)	
水道多量使用事業補助	年間使用量のうち水栓契約ごとに6千㎡超の部分につき10円/㎡(10万㎡超は20円/㎡)を助成(上限1,000万円)	市内に事業所を有する法人または個人事業者

その他支援制度

種類	補助対象経費	交付対象者
中小企業奨学金返還支援補助金	市内事業所に勤務する奨学金返還中の正社員を対象にした奨学金返還支援制度を設ける中小企業等に、年間上限9万円/人(補助率1/2または1/3)。 ※埼玉県の補助金との併用で年間上限18万円/人の補助	市内に事業所を有する中小企業者で、埼玉県中小企業等人材確保奨学金返還支援事業補助金の交付決定を受けた者
先端産業育成補助金	先端産業のうち、ドローン、航空宇宙、自動走行システム、医療福祉分野、次世代エネルギーに関する新技術の開発、新製品(部品含む)の試作、開発および研究等にかかる原材料費、加工費、委託費、知的財産等関連経費、機械装置費、技術導入費、専門家経費、運搬費等の2/3(上限100万円)	市内の中小企業者または市内の中小企業者と連携して補助対象事業に取り組もうとする中小事業者
がけ地整備事業費補助金	擁壁、排水施設等の設置、法面の整備その他がけ地の崩壊を防止するための工事費の1/2(上限1,000万円)	市内のがけ地付近の危険工場等で事業を行っている者など

埼玉県の支援制度

制度名	上限額	制度の内容
埼玉県産業立地促進補助金(補助)	1億円	県内に工場等(製造業、工場・研究所、流通加工施設等、本社)を立地した企業が納付した不動産取得税相当額を補助 埼玉県企業立地課 ☎048-830-3800
埼玉県産業立地資金(融資)	20億円 (対象経費の70%以内)	県内に工場、研究所、物流施設、本社等を新設する企業等に対し、金融機関が県の定める利率で融資 埼玉県金融課 ☎048-830-3801

問い合わせ先

秩父市 産業観光部 先端技術推進課

TEL 0494-21-5522 FAX 0494-25-0136

E-mail : sentan@city.chichibu.lg.jp

ホームページ <https://www.city.chichibu.lg.jp/3741.html>



秩父市イメージキャラクター

ポテくま